

B 景観形成基準措置状況説明書

水とみどりの神田川・妙正寺川地区	工作物の建設等
届出対象規模	
<ul style="list-style-type: none"> ・煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの ・昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの (回転運動をする遊戯施設を含む) ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫(建築物であるものを除く) その他これらに類するもの 	高さ > 10 m
景 観 形 成 基 準	
形態・意匠	
○色彩や素材は、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る。	
<p>上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。</p> <p>記入欄</p>	
○形態意匠は、周辺の主要な眺望点(道路、河川、公園など)からの見え方に配慮するとともに、周辺景観との調和を図る。	
<p>上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。</p> <p>記入欄</p>	
その他	
○遊歩道や橋から見たときに圧迫感を感じさせないよう、隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物は避ける。	
<p>上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。</p> <p>記入欄</p>	
○敷地内はできる限り緑化を行う。	
<p>上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。</p> <p>記入欄</p>	
工作物の高さ > 15 m 又は 築造面積 > 1,000㎡ の場合は以下の景観形成基準を加える。	
形態・意匠	
○色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る。(ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたない工作物は除く。)	
<p>上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。</p> <p>記入欄</p>	